

令和2年4月15日

一般社団法人広島県介護支援専門員協会会長 様  
社会福祉法人広島県社会福祉協議会会長 様

広島県健康福祉局医療介護計画課長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の  
有効期間の臨時的な取扱いについて(通知)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、介護支援専門員法定研修の中止・延期等により、本来の資格更新時期を過ぎてしまう広島県登録の介護支援専門員について、本県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとします。

このことについて、受講予定者等に周知を図るようお願いします。

**【広島県が認める期間】**

**令和4年3月31日**までは資格を喪失しない取扱いとする。

ただし、該当する研修が再開された場合は、研修修了後、資格を更新するまでの期間とする。

**【臨時的な取扱いを適用する対象者】**

広島県知事から介護支援専門員の登録を受けている者のうち、介護支援専門員証の**有効期間満了日が令和2年2月25日から令和3年12月31日までの間の者。**

※この取扱いは、実務研修受講者は該当しません。

※対象者が、令和4年3月31日までに更新研修等を修了し、更新交付申請を行った場合は、「本来の有効期間満了日」から5年間延長した介護支援専門員証を交付します。

根拠等

○「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」(厚労省老健局振興課 事務連絡 第1報：令和2年2月25日，第2報：令和2年3月18日)

○「広島県主催イベント等の取扱いの継続について(3月27日以降)」

(新型コロナウイルス感染症広島県特別警戒本部長通知：令和2年3月27日)

担当：介護推進グループ

電話：082-513-3206